（国税実査官）

**第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十八人以内を、徴収課に、国税実査官十七人以内を置く。

2　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

［一～三　略］

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで並びに第五百二十八条第三号に掲げる事務

［五・六　略］

3　［略］

（国税徴収官）

**第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官三十四人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

**第五百四十六条**　各税務署を通じて副署長五百二十五人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

**第五百四十七条**　［略］

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百十二人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百六人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千二百三十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百六十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

**第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官七千八十六人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

**第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万七千四百四十六人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

**第五百五十九条**　各税務署を通じて副署長三人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

**第五百六十条**　［略］

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて六人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて六人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（国税実査官）

**第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十五人以内を、徴収課に、国税実査官十六人以内を置く。

2　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

［一～三　同上］

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号及び第五号から第七号まで並びに第五百二十八条第三号に掲げる事務

［五・六　同上］

3　［同上］

（国税徴収官）

**第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官二十九人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

**第五百四十六条**　各税務署を通じて副署長五百五十人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

**第五百四十七条**　［同上］

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百十三人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百五人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十七人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（国税徴収官）

**第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官七千六百七十四人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

**第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万八千五百二十八人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

**第五百五十九条**　各税務署を通じて副署長四人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

**第五百六十条**　［同上］

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて六人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。